



# 岩谷堂地区振興会だより

令和3年3月25日発行 第205号

岩谷堂地区振興会  
(岩谷堂地区センター)  
江刺大通り 1-61  
電話・FAX 35-1201  
iway-enc@pup.waiwai-net.ne.jp

【地区センターから】

## 施設使用料と減免基準が変わります！

令和3年4月1日の施設利用より変更となります。

(1時間あたり)

岩谷堂地区センターを含む市内公共施設の施設使用料金と減免基準が変更となります。利用団体によっては負担増となる場合がありますので詳しくは奥州市協働まちづくり部地域づくり推進課 ☎34-1619 又は地区センターへお問い合わせください。

| 利用区分              |                | 現行                   | 改定後     | 付加使用料      |
|-------------------|----------------|----------------------|---------|------------|
| 岩谷堂地区センター         | 会議室1<br>研修室1・2 | 昼間 200円<br>夜間 300円   | 一律 200円 | (暖房) 100円  |
|                   | 会議室2<br>音楽室    | 昼間 200円<br>夜間 300円   | 一律 200円 | (冷暖房) 100円 |
|                   | 多目的ホール         | 昼間 400円<br>夜間 600円   | 一律 400円 | (暖房) 200円  |
| 岩谷堂地区総合運動場<br>体育室 |                | 昼間 800円<br>夜間 1,200円 | 一律 600円 | (照明) 200円  |

減免基準が見直されました。

(抜粋)

| 減免の共通基準<br>区分 (誰が何に使用するか) |  | 減免割合  |       |
|---------------------------|--|-------|-------|
|                           |  | 基本使用料 | 付加使用料 |
| 1                         | 奥州市が共催をする事業で使用するとき   | 全額免除  | 全額免除  |
| 5                         | 市内の認定こども園、幼稚園、保育所、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動で使用するとき                             |       |       |
| 6                         | 市内のスポーツ少年団 (奥州市スポーツ少年団実施本部が実施するスポーツ少年団登録制度に基づき登録された団体に限る) が団体活動で使用するとき   |       |       |
| 7                         | 市内の子ども会その他の少年団体が団体活動で使用するとき  |       |       |
| 8                         | 市民公益活動団体が奥州市協働の提案テーブルで合意した認定事業で使用するとき                                    |       |       |
| 9                         | 障がい者で構成する団体又は障がい者を支援する団体が団体活動で使用するとき                                     |       |       |
| 12                        | 市内の高等学校が教育活動で使用するとき  |       |       |
| 14                        | 市内の社会教育団体、生涯学習活動団体、市民活動団体、スポーツ団体、趣味講座団体、サークル団体、同好会等が <b>団体活動</b> で使用するとき |       |       |
| 地区センターに限る減免基準             |  |       |       |
| 3                         | 市内の芸術文化団体 (奥州市芸術文化協会及びその加盟団体に限る。) が団体活動で使用するとき※地区センター以外にも適用になる施設があります    | 全額免除  |       |

※使用料、付加使用料は1時間あたりの単価とし、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は1時間に切り上げとなります。

※使用許可された施設を不使用の場合でも使用料は発生します。使用予定日の2日前までに変更の手続きを行ってください。

## 「元気 岩谷堂」創造事業補助金



### 補助金趣旨

「住民参加によりキラリと輝く「元気 岩谷堂」の創造を実現するため、岩谷堂地区住民団体等との連携によりきらめきの地域を推進する事業を行う。この場合に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。」

**今年度の交付状況をお知らせいたします。コロナウイルス感染症防止のためか交付件数が昨年度より減少しています。早く収束して元気な岩谷堂を取り戻したいものです。**

|   |                          |              |                        |
|---|--------------------------|--------------|------------------------|
| 1 | グラウンドゴルフクラブ用具の充実による住民の親睦 | クラブセット購入     | 向山自治会いきいきクラブ<br>会長山田有二 |
| 2 | コロナウイルス感染症収束祈願花火打ち上げ     | 花火打ち上げ       | 江刺青年会議所                |
| 3 | 岩谷堂商店街正月イベント活性化          | 謝金、材料費、手指消毒薬 | 江刺川原町青年会               |

### 【環境保健部から】

#### 4月25日(日)はクリーン江刺行動の日 きれいな岩谷堂にしましょう！！

雪解けのあとゴミが目立ちます。みんな揃って町をきれいに住みやすい環境をつくりましょう。  
詳しくは4月第二週に回覧いたします。



### 【交通安全部から】

#### 春の全国交通安全運動

運動期間 4月6日～15日

交通事故死ゼロを目指す日 4月10日

スローガン

「手をあげて じぶんでまもろう いのちのあいず」

### 【軽トラ更新】

スズキキャリー  
4WD、オートマ、  
エアコン、パワステ、スタッドレス  
タイヤ付  
(3月下旬納車)



前車は27年働いてもらいました。ハンドルが重くマニュアルで運転が難しかったのですが、「誰にでも運転しやすいものを欲しい」との声に応えました。自治会のイベントのちょっとした荷物運搬や、会館の燃えないゴミの処分に処理場へ行くなど、用途は様々です。

ご使用なりたい会員は前もって地区センターにお申込みください。使用の決まりを守ってお使いいただけます。

行事予定

|          |              |        |
|----------|--------------|--------|
| 4月6・12日  | 交通安全部立哨活動    | 主な交差点  |
| 4月19日(月) | 振興会理事会       | 地区センター |
| 4月25日(日) | クリーン行動・大掃除検査 | 岩谷堂地区  |
| 随時       | 防犯/交通安全パトロール | 岩谷堂地区内 |

